

法 学 第 431 号

平成 30 年 8 月 20 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(幼・小・中・高・特) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教職員の綱紀保持について（通知）

このことについては、これまでも不祥事案の発生防止等に向けた教職員への指導等についてお願いしてきたところですが、今般、県内私立学校において教員が覚せい剤の使用により逮捕されるという極めて遺憾な事件が発生しました。

生徒を指導する立場である教員が、このような重大な事件を引き起こしたことは、生徒や保護者はもちろんのこと、関係各方面へ及ぼす影響は計り知れないものと捉えており、本県の教育全体に対する県民の信頼を大きく損ねるものとして重く受け止めております。

つきましては、各私立学校設置者及び各私立学校においては、公教育の担い手として本県の教育に果たす役割の重要性を再認識し、今般のような事件が二度と起こらないよう、職員会議等を通じ、全ての教職員に対して、綱紀の保持について指導されるようお願いいたします。

担当

岩手県総務部法務学事課
私学振興担当 高橋（耕）

TEL：019-629-5042

FAX：019-629-5049

e-mail：AH0007@pref.iwate.jp